

境港市中小企業小口融資資金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の振興を図るため市が、県、保証協会及び金融機関と協力し、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度（平成19年8月13日付中庁第1号中小企業庁長官通知）を活用して、信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模事業者（以下、本要綱において「小規模企業者」という。）に対する無担保小口融資を促進することを趣旨とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が20人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては5人）以下の事業者で市内に店舗又は事業所を有する者。（ただし、この制度による保証を合わせた保証債務残高が2,000万円以下の者に限る。）																				
資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入に併せて本資金を借り換える場合に限る。）																				
融資限度額	2,000万円																				
融資期間	運転資金 5年以内（据置6月以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置1年以内を含む。）																				
融資利率	通常利率：年1.66パーセント（変動金利） 特別利率：年1.43パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ5パーセント以上減少している場合 （ウ）最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5パーセント以上の減少が見込まれる場合																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
信用保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.63</td> <td>0.58</td> <td>0.53</td> <td>0.47</td> <td>0.40</td> <td>0.35</td> <td>0.25</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.63	0.58	0.53	0.47	0.40	0.35	0.25	0.15
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.63	0.58	0.53	0.47	0.40	0.35	0.25	0.15												
担保	無担保																				

保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	一括又は割賦均等償還

2 前項の規定による特別利率の適用を受けようとする者は、市長が別に定める特別利率適用確認書を借入申込書に添付し、市が定める申込書受付機関の適否の確認を受けるものとする。

(審査)

第4条 市は、小口融資について審査するため、審査会を設けるものとし、構成及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(資金措置)

第5条 市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(損失補償)

第6条 市は、保証協会が代位弁済をしたときは、その額の1割を限度として損失補償を行うものとする。

(小口融資の斡旋)

第7条 小口融資を受けようとする者は、小口融資あっせん申込書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、審査会で審査し適当と認めた時は、その旨を本人及び保証協会に通知するものとする。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付から適用する。ただし、平成19年9月30日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成19年10月1日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行し、同日の貸付から適用する。
- 2 施行日前に融資の決定を受け、かつ融資の実行を行っていない場合にあつて、第 3 条第 1 項に規定する特別利率の適用を受けようとする場合は、同条第 2 項の規定に関わらず、特別利率適用確認書を商工団体に提出し、特別利率の適用の可否の確認を受けるものとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 2 月 18 日から施行し、同日の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあつた貸付けから適用する。
- 2 改正前の要綱第 3 条の表中融資利率の項アからクまでの規定は、前項の規定に関わらず、平成 23 年 3 月 31 日までに申込みのあつた貸付けに限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の境港市中小企業小口融資資金制度要綱の規定は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、改正後の境港市中小企業小口融資資金制度要綱の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

境港市長 様

住 所 番地
事業所名
代表者名 印
TEL _____

小口融資あっせん申込書

次のとおり小口融資のあっせんをお願いします。

1	借入したい金額	¥
2	資金使途	運転資金 設備資金
3	借入期間	ヵ月
4	返済方法	分割払
5	借入したい金融機関	
保 証 人	住所	氏名
	住所	氏名
	住所	氏名
	住所	氏名

添付書類

- (イ) 信用保証委託申込書
- (ロ) 最近1ヵ年の決算書
- (ハ) 固定資産証明書
- (ニ) 営業許可証の写し（許認可業種）
- (ホ) 申込者、保証人の市税の納税課税確認書及び県税の納税証明書
- (ヘ) その他審査に必要な書類

※ 本申込書および添付書類に記載された情報は、融資の審査以外の目的には使用いたしません。

※ 本資金の申込にかかる受付および内容調査の事務は、境港商工会議所に委託しております。

境港市中小企業小口融資審査会運営要綱

(目的)

第1条 境港市中小企業小口融資資金制度要綱第4条の規定に基づき補償融資を審議する目的をもって、境港市に設置する審査会の運営については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(審査会の名称)

第2条 本審査会は、境港市中小企業小口融資審査会（以下「審査会」という）と称する。

(審査会の事務局)

第3条 審査会の事務局は、境港中小企業相談所内に置く。

(審査会の任務)

第4条 審査会は、市長の諮問に応じて次の事項を審査し、又は、意見を具申しなければならない。

- (1) 補償審査あつせん申込みの審査に関すること。
- (2) 代位弁済の確認に関すること。

(審査会の組織)

第5条 審査会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。

(審査会の選任)

第6条 市長は、次の者を審査会の委員に任命し、又は委嘱する。

- (1) 境港市副市長
- (2) 境港市産業部長
- (3) 境港市水産商工課長
- (4) 境港中小企業相談所長
- (5) 鳥取県信用保証協会米子支所長
- (6) 山陰合同銀行境港支店長
- (7) 鳥取銀行境港支店長
- (8) 米子信用金庫境港支店長
- (9) 島根銀行境支店長
- (10) 鳥取西部農業協同組合境港支所長

(委員長及び副委員長)

第7条 委員長は、境港市副市長をもってこれにあたる。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、審査会の会議を主管し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長が予め定める順序により、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は議決に加わることはできない。

4 委員の代理出席は認めない。ただし、第6条第1項第4号から第10号までの委員については、この限りでない。

5 第6条第1項第4号から第10号までの委員が、前項ただし書きの規定により代理人を会議に出席させる場合は、予め委任状(様式第1号)を委員長に提出しなければならない。この場合において、委任を受けた代理人がその職務を代理することができる。

(審査内容の機密保持)

第10条 審査会の審査内容については、一切外部に漏らしてはならない。

(補則)

第11条 前各条に規定するもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会において定めることができる。ただし、軽微な事項については、委員長が副委員長と協議のうえで定めることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

委任状

境港中小企業小口融資審査会
委員長 様

年 月 日

代理人	機関名	
	役職	
	氏名	印

委任状	私は、境港市中小企業小口融資審査会運営要綱第9条第5項の規定により、上記代理人に職務を委任します。	
	機関名	
	役職	
	委員名	印
	理由	

境港市中小企業小口融資資金制度要綱取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、境港市中小企業小口融資資金制度の取扱について境港市中小企業小口融資資金制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申込み及び審査会)

第2条 申込書の締切は毎月月末とし、審査会は翌月中旬に1回開催する。ただし、申込状況により変更することができる。

(条件変更)

第3条 委員長（副市長）の決裁によるものとする。

(申込人)

第4条 申込人に関する条件等は、次のとおりとする。

- (1) 保証協会の定めるところによる。
- (2) 市税及び県税を滞納していないこと。

(申込人の住所地)

第5条 本社所在地で融資申請をするのが原則であるが、やむを得ない事情があると認められるときは、次の要件が整えば取扱うことができる。

- (1) 本社が市外であるが、市内に支店登記又は支配人登記をしている事業所を有すること。
- (2) 事業所は会計帳簿を完備し貸借対照表を編綴していること。

(新規事業者)

第6条 新規事業者も融資対象とするが、次の条件をつけるものとする。

- (1) 市外居住者であっても、市内に事業所を有する者又は新たに事業所を有することとなるもの。
- (2) 本社が市外であっても、市内に支店登記又は支配人登記をしている事業所を有し、且つ独自会計を行っているもの。
- (3) 事業実績1ヵ月未満の者については、申請書類のほか、つぎのアからウの挙証書類を添付した、別に定める市長の証明書（様式第1号）を提出しなければならない。

(挙証書類)

- ア．許認可業種 ————— 許認可書の写し。ただし、建設業のうち軽微な建設業については、受注契約書の写し
- イ．ア以外の業種 ————— 事業に必要な設備、機械機器の購入契約書の写し、商品仕入発注伝票の写し等
- ウ．会社等法人組織については、法人登記の謄本

(融資及び保証期間)

第7条 運転資金5年、設備資金7年とするが、運転・設備資金を同時に融資・保証する場合は、運転・

設備資金の内訳において金額が高い資金に融資・保証期間を設定することとする。この場合において、設備・運転資金が同額の融資・保証においては、設備資金としての融資・保証期間で行うこととする。

附 則

この取扱要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この取扱要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鳥取県信用保証協会 会長 様

境港市長

中小企業小口融資にかかる中小企業者の証明について

（ 住 所 ）
（ 氏 名 ・ 屋 号 ）
（ 業 種 ）
については、当市で調査したところ
事業に着手していることを確認しましたので、中小企業者としての資格を有していることを証明します。

挙証書類

- ア 許認可業種……許認可書の写し。ただし、建設業のうち軽微な建設業については受注契約書（写）
- イ ア以外の業種……事業に必要な設備、機械器具の購入契約書（写）
会社等法人組織については、法人登記の謄本